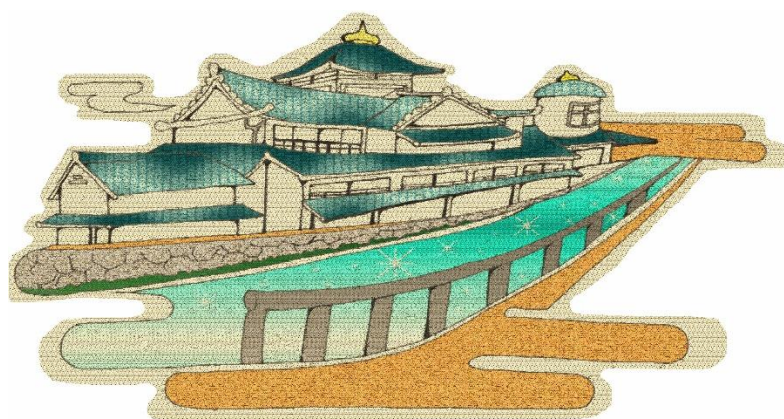


第7期伊東市障がい福祉計画
第3期伊東市障がい児福祉計画



令和6年3月
伊東市

第7期伊東市障がい福祉計画・ 第3期伊東市障がい児福祉計画 の策定に寄せて



この度、障害福祉施策を計画的に推進するため、「第7期伊東市障がい福祉計画・第3期伊東市障がい児福祉計画」を策定し、令和6年度から令和8年度までの3か年で達成すべき障害福祉施策の目標とサービスの提供体制を確保するための方策を定めました。

近年、障がいのある人の高齢化、障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

さらには、国際的に、豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs)」が示され、我が国においてもその実現に向けて、官民ともに取り組んでいるところです。本市においても、障害福祉施策を推進するに当たり、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人の人格や個性を尊重した上で、最善の利益が実現される社会を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

伊東市長 小野 達也

【目次】

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の経緯	1
2 策定の趣旨	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 基本方針	4

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 伊東市の人口	6
2 障がい者の状況	8
(1) 身体障がい者の状況	8
(2) 知的障がい者の状況	9
(3) 精神障がい者の状況	10
(4) 難病患者の状況	11

第3章 計画の成果目標

1 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の成果目標	12
(1) 施設入所者の地域生活への移行	12
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
(3) 地域生活支援の充実	14
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	16
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	19
(6) 相談支援体制の充実・強化等	20
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 に係る体制の構築	22

第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の 活動指標

1 障害福祉サービス等の必要見込量及び確保のための方策	24
（1）訪問系サービス	24
（2）日中活動系サービス	29
（3）療養介護	35
（4）短期入所	36
（5）居住系サービス	37
（6）相談支援	40
2 障害児通所支援等の必要見込量及び確保のための方策	42
（1）障害児通所支援	42
（2）障害児相談支援	46
（3）医療的ケア児への関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	47
3 発達障がい児（者）支援の必要見込量及び確保のための方策	48
4 地域生活支援事業の必要見込量及び確保のための方策	50
（1）必須事業	50
（2）任意事業	60
5 基盤整備計画	65

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	66
2 計画の進行管理	67

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の経緯

近年、障害福祉を取り巻く環境は、高齢化や障害の重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

国においては、平成25年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行以降、障がいのある人に関する様々な制度改革が行われてきました。令和4年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、障がい者の就労支援及び障がい者雇用の質の向上の推進などによって、障がい者の希望する生活を実現するため、「障害者総合支援法」の改正が行われ、令和6年4月に施行されることになりました。

本市においても、令和3年3月に「第6期伊東市障がい福祉計画・第2期伊東市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきましたが、計画期間が令和5年度をもって終了することから、改正される障害者総合支援法に対応する本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和6年度を初年度とした第7期伊東市障がい福祉計画・第3期伊東市障がい児福祉計画を策定することとしました。

2 策定の趣旨

今回策定した第7期伊東市障がい福祉計画及び第3期伊東市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を踏まえ、障害福祉サービス等の数値目標等を設定し、サービスの提供体制の確保や関連施策推進のための取組を定めるものです。

※「障がい」等の表記について

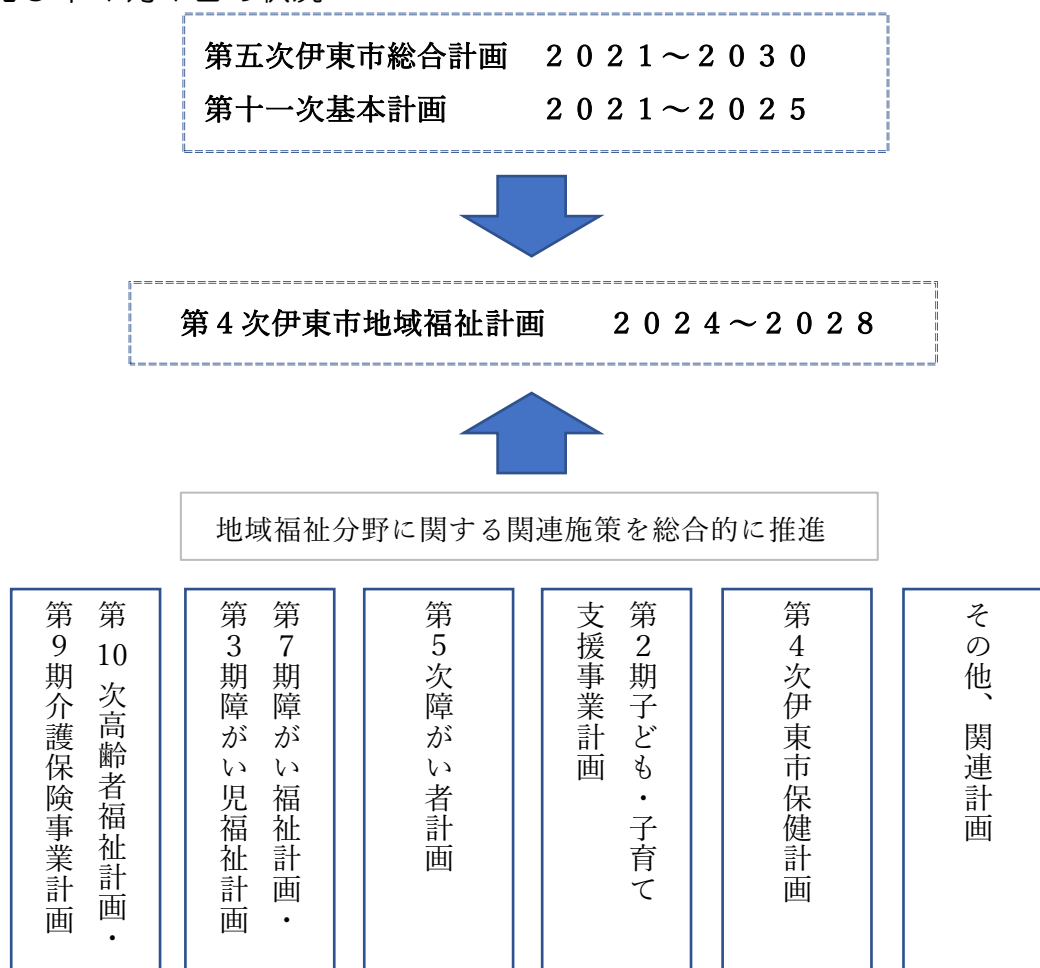
この計画では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」という言葉が、前後の文脈などから、人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがなで表記しています。ただし、法令や例規内の名称や用語、他の機関・団体・行事などの固有名詞、医学用語などの専門用語、人や人の状態でないものについては、「障害」と漢字で表記をしています。

3 計画の位置付け

第7期伊東市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、第3期伊東市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定したものであり、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保やこれら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、障害者総合支援法第87条に基づき国が定めた基本指針や静岡県「静岡県障害福祉計画」と整合を図るものです。

また、第五次伊東市総合計画、第十一次基本計画や「第4次伊東市地域福祉計画」、「第5次伊東市障がい者計画」など福祉、医療、保健分野の計画をはじめ関連する個別計画との整合を図り、施策目標を実現していくものです。

令和6年4月1日の状況



4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

なお、この計画の関連法等の改正、社会経済情勢や地域の状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 基本方針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、また、第5次伊東市障がい者計画の基本理念に基づき、次に掲げる7点を基本方針として、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進していきます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。

また、障害福祉サービスの対象となる範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体

制の構築の推進に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援ができるよう、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図ります。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するため、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の多様なニーズを踏まえて、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 伊東市の人口

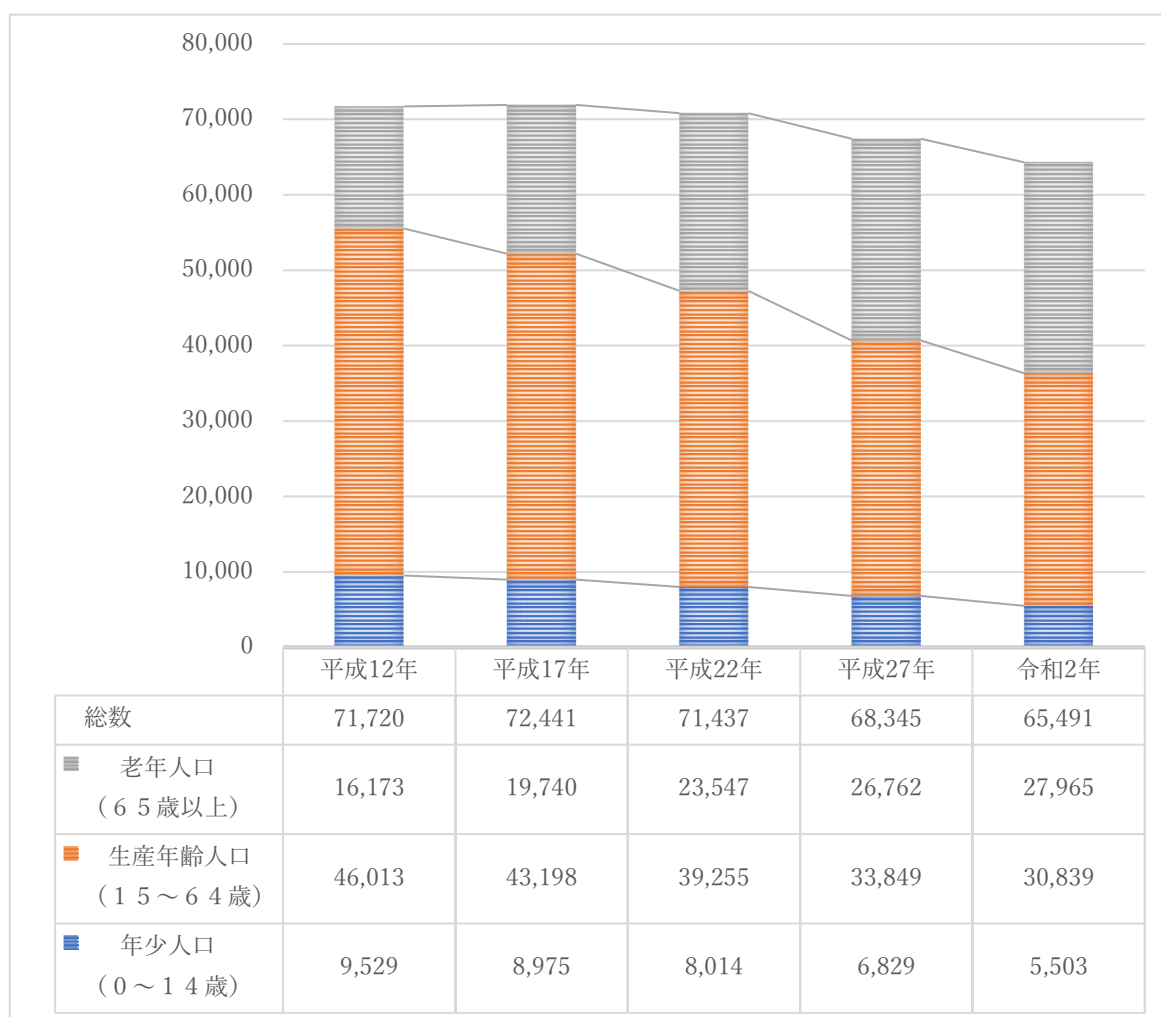
国勢調査からみる人口・世帯の状況

国勢調査結果からみると、総人口は減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口は年々増加し、少子高齢化が進んでいます。(図1)ただし、65歳以上の老年人口は、令和3年度をピークに減少傾向にあるものの、高齢化率としては、上昇傾向が続いています。

また、世帯の状況を見ると、世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たりの人口は減少しており、核家族化が進んでいます。(図2)

【図1 年齢3区分別人口の推移】

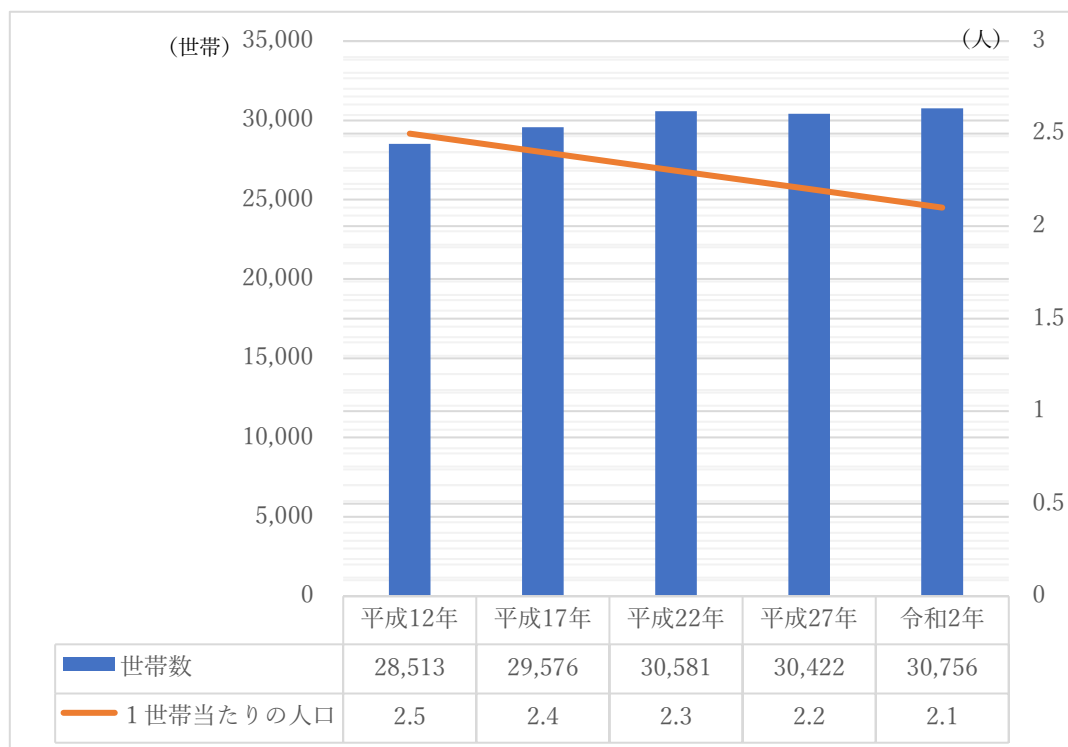
(単位：人)



※総数に「年齢不詳」含む。

(資料) 平成12年～令和2年国勢調査

【図2 世帯数と1世帯当たりの人口の推移】



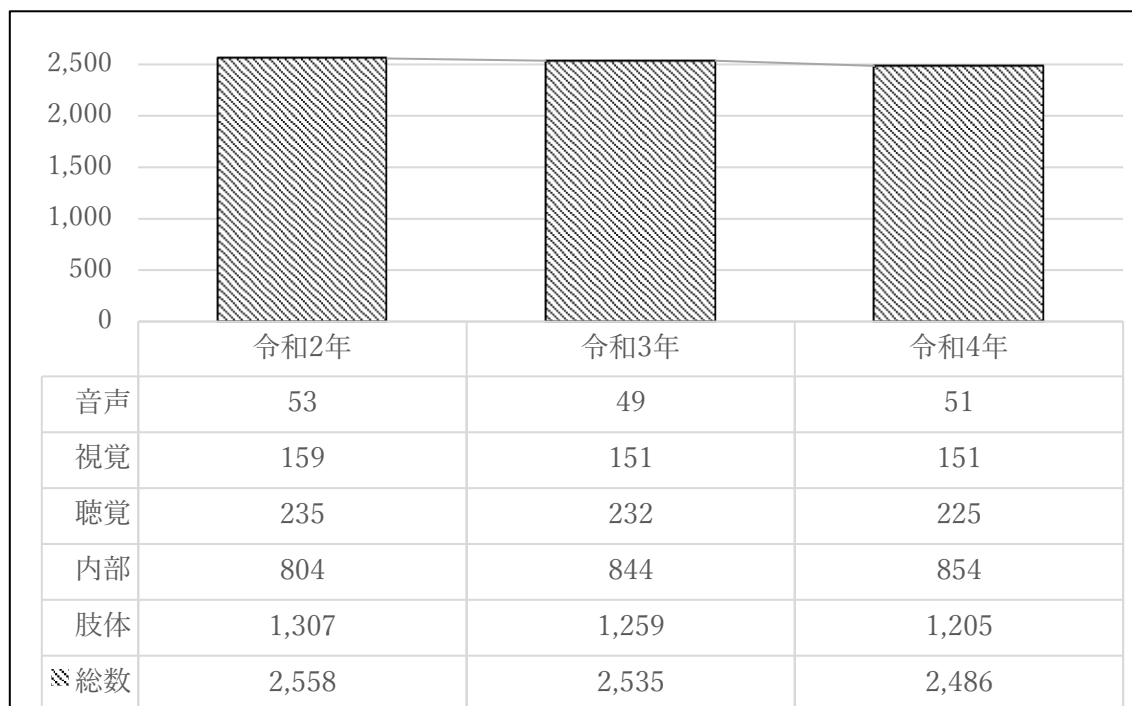
(資料) 平成12年～令和2年国勢調査

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にあります。等級別の割合はほぼ変わらず、1級・2級の重度障がい者が全体の約半数を占めています。

【図3 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）】（単位：人）



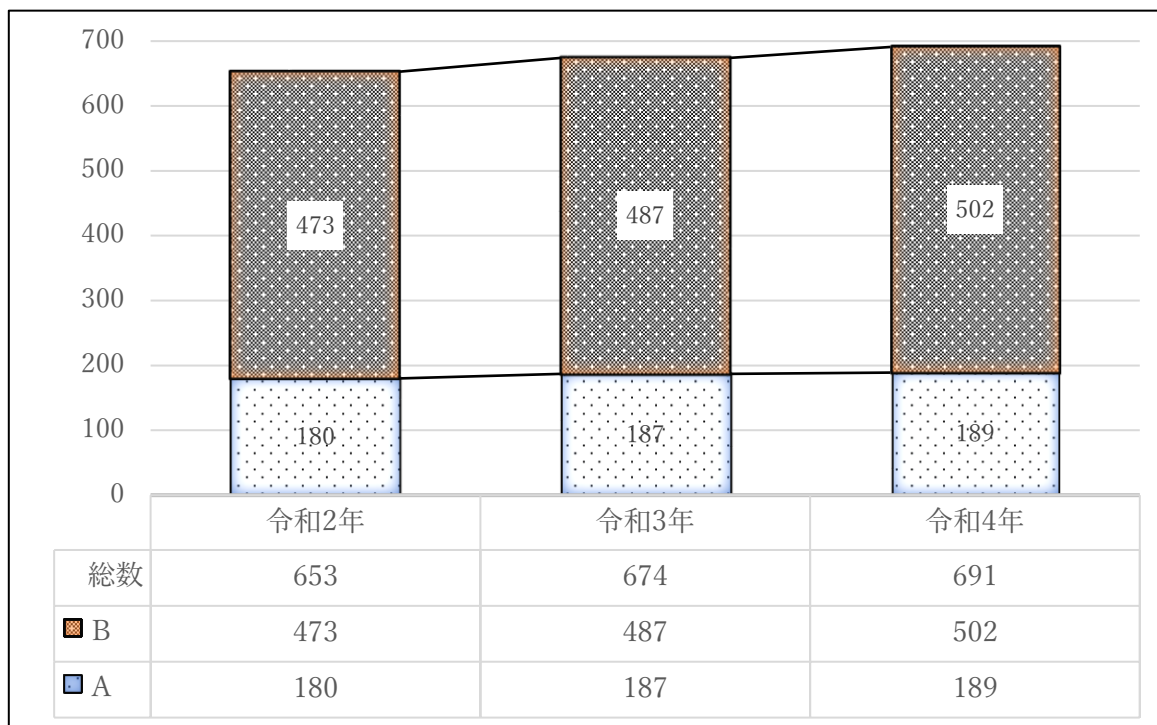
【表1 身体障害者手帳等級別所持者数の推移（各年度末現在）】（単位：人、%）

等級	令和2年		令和3年		令和4年	
	所持者	割合	所持者	割合	所持者	割合
1級	966	38	957	38	958	38
2級	399	15	400	16	387	16
3級	354	14	364	14	349	14
4級	540	21	525	21	526	21
5級	129	5	123	5	115	5
6級	170	7	166	6	151	6
計	2,558	100	2,535	100	2,486	100

(2) 知的障がい者の状況

知的障がい者数（療育手帳所持者数）は年々増加傾向にあり、特に軽度知的障がい者（療育手帳 B 所持者）が増加しています。

【図4 療育手帳所持者数の推移（各年度末現在）】 (単位：人)



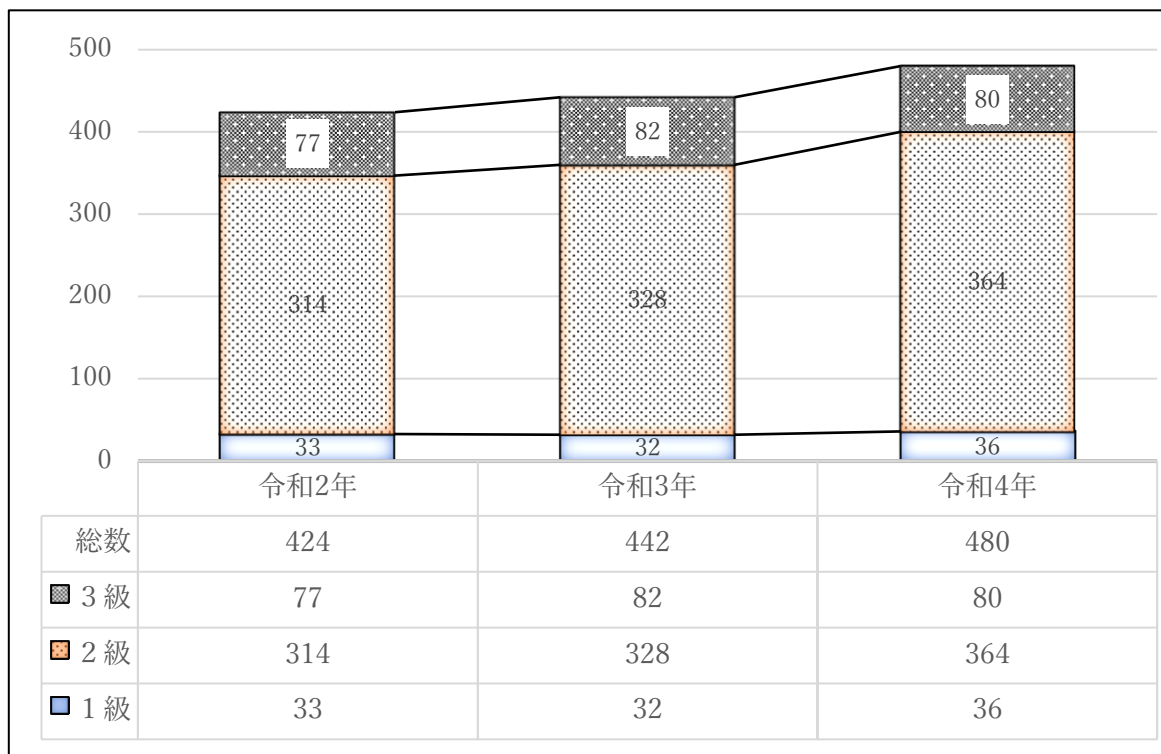
第2章 障がい者を取り巻く状況

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、自立支援医療（精神通院）受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【図5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在）】

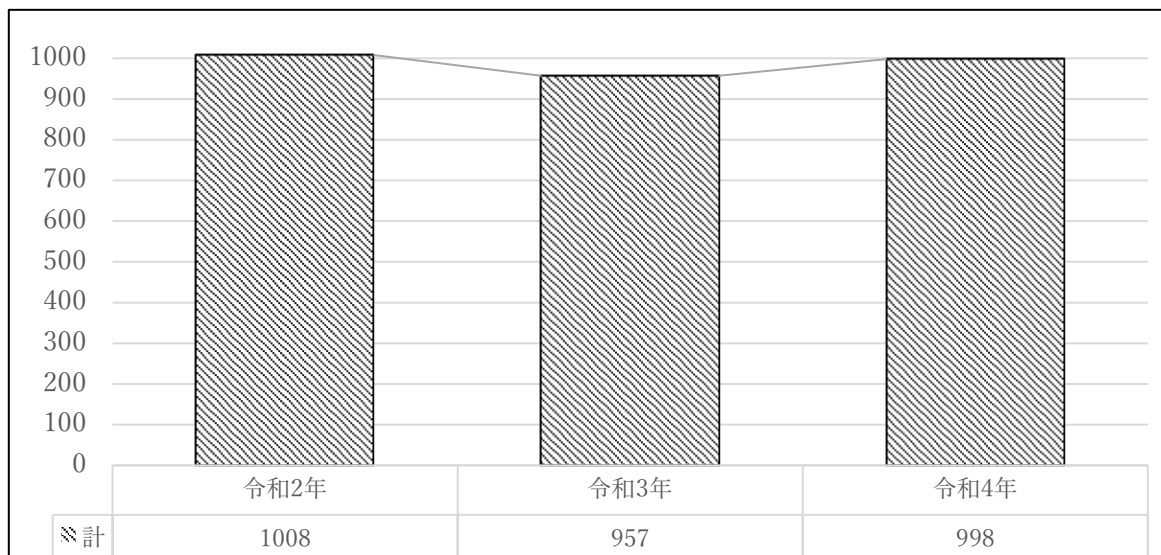
（単位：人）



※静岡県調べ

【図6 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度末現在）】

（単位：人）



(4) 難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない疾病を難病といい、そのうち厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。

令和元年7月には331疾患から333疾患へ、令和3年11月から338疾患へと対象疾病が拡大しています。

治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費（指定難病）受給者証が交付されます。本市の受給者数は、令和5年5月末現在で486人です。（※静岡県調べ）

第3章 計画の成果目標

1 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の

成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点で障害者支援施設に入所されている障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する人数の目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【基準指標】 令和4年度末時点の入所者数 (A)	95人	令和5年3月31日時点の入所者数の実績
【目標指標】 令和8年度末時点の入所者数 (B)	88人	令和9年3月31日時点の入所者数の目標
【目標値】 削減見込 (A-B)	7人 (7.4%)	施設入所者数削減目標 ※1
【目標値】 地域移行者数	6人 (6.3%)	令和8年度までの地域移行者数累計目標 ※2

国の基本指針

- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。
- 令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行をすること。

目標設定の考え方

※1 施設退所者は、毎年度平均して7人程度いるものの、それ以上に施設入所者がいる状況です。令和6年3月時点での施設退所見込者は5人程度であ

ることと、今後予想される新規入所者を考慮した上で、7人以上を目標値とします。

※2 令和2年度から令和4年度までの3年間で9人が地域移行しました。（通過型施設の退所を含む。）施設からの移行先として考えられる共同生活援助事業所（グループホーム）が令和8年度までに市内に2か所開設予定ではあるものの、現在の施設入所者の多くは、それぞれの障害に特化した施設に入所しており、今後3年間の地域移行は伸び悩むと考え、毎年度2人の移行者を見込み6人以上を目標値とします。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す政策理念（活動指標）を踏まえ、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を充実させていきます。

市町村の協議の場における活動

第7期の活動指標		R6	R7	R8
包括的支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数		3	3	3
包括的支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数		3	3	3
包括的支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	保健			
	医療（精神科）	2	2	2
	医療（精神科以外）	3	3	3
	福祉	4	4	4
	介護			
	当事者			
	家族			
その他（内容 行政）		4	4	4

国の基本指針

- 第7期障がい福祉計画の国の指針は、精神病床からの入退院の期間のものとなっております。

（本市において、精神病床の入退院について、直接把握ができない状況ですので、目標値の設定はありません。）

活動指標の考え方

- ・地域自立支援協議会及びその専門部会（保健、医療、福祉関係者が参加）を活用した協議を進めていきます。

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の抱える課題に
 応じて、居住支援のための機能を整備し、その機能の検証を行います。

整備に当たり、地域生活支援拠点として求められる機能は、相談（地域移
 行、親元からの自立）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、
 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門
 性（人材の確保・養成、連携）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーデ
 ィネーターの配置等）等になります。

(1) 地域生活支援拠点等の確保

第6期計画の達成状況	整備年度・確保機能等
令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備	整備済（令和5年度）
地域生活支援拠点等が有する機能	相談 緊急時受入・対応 体験の機会・場 専門的人材の確保・養成 地域の体制づくり
共同設置する市町	熱海市
第7期計画の成果目標	
令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備	整備済みのため、 上記機能の充実を図る

(2) 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

第7期の活動指標			
機能充実に向けた支援の実績等を踏 まえた検証及び検討を行う場の名称	熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協 議会地域生活支援拠点等検討部会		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	0	0	0
上記検証及び検討の年間実施回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4

国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置や、地域生活支援拠点の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とすること。

目標設定の考え方

- 令和5年度末までに整備した地域生活支援拠点等について、検討部会を通じて、年4回以上、支援の実績等を踏まえた検証及び検討をし、機能の充実を図ります。

(3) 強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実

第7期計画の成果目標	整備年度
令和8年度末までに強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	整備予定 (令和8年度)
共同設置する市町	熱海市

国の基本指針

- 令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は各圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とすること。

目標設定の考え方

- 市内の障害者支援施設において、強度行動障害支援検討委員会を設置・開催し、支援の場や資源について考え、ハード面及びソフト面の整備のための検討を進めているところです。今後は、強度行動障害支援検討委員会にて検討された課題を自立支援協議会の部会に報告し、圏域での課題として検討し、支援体制の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業、就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(1) 一般就労への移行者数

第6期計画の達成状況		数値等
令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者数【6期目標】	就労移行支援事業所	0
	就労継続支援A型事業所	4
	就労継続支援B型事業所	2
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計(A)	6
令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者数【見込】	就労移行支援事業所	0
	就労継続支援A型事業所	0
	就労継続支援B型事業所	1
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計(B)	1
未達成分の移行者数(C)=(A)-(B)		5
第7期計画の成果目標		数値等
令和3年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業所(D)	0
	就労継続支援A型事業所(E)	0
	就労継続支援B型事業所(F)	1
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計(G)	1
第7期計画の国指針に基づく令和8年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業所(H) ※(D)×1.31倍以上	0
	就労継続支援A型事業所(I) ※(E)×1.29倍以上	0
	就労継続支援B型事業所(J) ※(F)×1.28倍以上	2
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計(K) ※(G)×1.28倍以上	2
令和8年度中の一般就労移行者数 (成果目標)	就労移行支援事業所(L)	0
	就労継続支援A型事業所(M)	0
	就労継続支援B型事業所(N)	2
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0
	福祉施設 計(O)	2

国の基本指針

- 令和8年度中に福祉施設から一般就労への全体の移行者を令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上 とすること。
- 令和8年度中に福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労移行支援利用者からの令和3年度の移行実績の 1.31 倍以上 とすること。
- 令和8年度中に福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労継続支援A型利用者からの令和3年度の移行実績の 1.29 倍以上 とすること。
- 令和8年度中に福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労継続支援B型利用者からの令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上 とすること。

目標設定の考え方

- 令和元年度から令和4年度において、福祉施設から一般就労への平均移行者数（年度当たり）は2人程度であり、今後大きく伸びることが見込まれないことから、成果目標を2人と設定しました。

(2) 就労移行支援・就労定着支援の利用者

第6期計画の達成状況		数値等
令和5年度中における 一般就労移行者のうち 就労定着支援事業の 利用者数	令和5年度の一般就労移行者数(B)	1
	(B)のうち就労定着支援利用者数(P)	0
	令和5年度就労定着支援事業の利用者割合(P)÷(B)	0
第7期計画の成果目標		数値等
令和8年度における 一般就労移行者のうち 就労定着支援事業の利 用者数	令和3年度就労定着支援利用者数(Q)	0
	(Q)×1.41 倍以上	0
	令和8年度就労定着支援利用者数(R)	1

国の基本指針

- 令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の利用実績の 1.41 倍以上 とすること。

目標設定の考え方

- 令和6年3月時点で、就労定着支援の利用者がおらず、市内に就労定着支援を提供できる事業所もないため、利用者が少ないと考えました。

(3) 就労移行支援・就労定着支援事業所の就労定着率

第6期計画の達成状況		数値等
令和5年度末における 就労定着支援事業所の 数等	指定事業所数(㊦)	0
	(㊦)のうち就労定着率が8割以上の事業 所数(S)	0
	(S)の事業所割合(S)÷(㊦)	0
現状の把握		数値等
令和4年度末における 就労移行支援事業所の 数等	指定事業所数(T)	1
	(T)のうち一般就労へ移行した者の割合 が5割以上の事業所数(U)	0
	(U)の事業所割合(U)÷(T)	0
第7期計画の成果目標		数値等
令和8年度末における 就労移行支援事業所の 数等(成果目標)	指定事業所数(X)	1
	(X)のうち一般就労へ移行した者の割合 が5割以上の事業所数(Y)	0
	(Y)の事業所割合(Y)÷(X)	0
令和8年度末における 就労定着支援事業所の 数等(成果目標)	指定事業所数(Z)	0
	(Z)のうち就労定着率7割以上の事業所 数(∇)	0
	(∇)の事業所割合(∇)÷(Z)	0

国の基本指針

- 令和8年度中までに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること。
- 令和8年度中までに就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

目標設定の考え方

- 就労移行支援については、市内に事業所が1か所あるが、これまで一般就労へ移行した者の割合は、2～3割程度にとどまっています。令和8年度末においても、大きくその割合が伸びる見込みがないため0と設定をしました。

- ・就労定着支援については、市内に事業所がなく、障がい者の就労や生活相談については、障害者就業・生活支援センターが実施している状況であり、また、令和8年度末までに新たに開設される見込みがないため、0と設定をしました。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

共生社会実現のため、教育・保育・子育て等の関係機関と連携を図り、乳幼児から学校卒業、さらに就労まで効率的な支援体制を構築します。

障がい児だけでなく、障がい児を取り巻く家族を含めた生活課題に対応した継続支援を行うための相談支援体制の構築を図ります。

項目	目標・考え方		
【目標指標】 児童発達支援センターの充実	児童発達支援センター事業所を市単独で平成30年度に設置済みのため、支援の充実を図る。		
【目標指標】 保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築及びその充実	保育所等訪問支援を利用できる体制を平成30年度に構築済みである。また、それを活用しながら、教育機関等に訪問するなどし、地域社会との連携を図っており、既に体制構築がされているため、より一層の支援の充実を図る。		
【目標指標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の充実	児童発達支援事業所については、平成30年度に市単独で確保済みである。 放課後等デイサービス事業所については、平成28年度以前に市単独で確保済みである。 両事業所にて、支援の充実を図る。		
【目標指標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	地域自立支援協議会及びその専門部会を活用した協議の場を熱海市と共同で設置済みである。		
【目標指標】 医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	3	3

国の基本指針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置することを基本とすること。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とすること。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上確保することを基本とすること。
- 令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とすること。

目標設定の考え方

- 国の基本方針の項目は、第1期障がい児福祉計画最終年度である令和2年度までに設置等ができていたため、障害児通所支援等の提供体制の充実を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの提供体制の確保、適切なサービスの利用等には相談支援体制の充実が不可欠であり、相談支援体制の構築の充実・強化等を図ります。

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

第6期計画の達成状況	設置状況等
基幹相談支援センターの設置 (令和5年度末)	未設置
基幹相談支援センター以外での実施体制の確保	熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会と委託契約している障害別の3相談支援事業所との連携を強化する。
第7期計画の成果目標	設置状況等
基幹相談支援センターの設置 (令和8年度末)	設置予定 (令和8年度)

共同設置する市町	熱海市		
主任相談支援専門員の配置数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	0	1

第7期計画の活動指標	件数		
	R6	R7	R8
基幹相談支援センターによる、相談支援事業所に対して実施する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	2
基幹相談支援センターによる、相談支援事業所への人材育成の支援件数	0	0	2
基幹相談支援センターによる、地域の相談機関との連携強化のための取組を実施する回数	0	0	2
基幹相談支援センターによる、個別事例の支援内容の検証の実施回数	0	0	2

国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。

目標設定の考え方

- 令和8年度末までに、熱海市と共同で、基幹相談支援センターを設置し、定期的な会議を開催する中で、相談支援体制の強化を図ります。

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

第7期計画の成果目標				
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保		実施及び体制確保予定 (令和6年度)		
第7期計画の活動指標		R6	R7	R8
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数		4	4	4
参加事業者・機関数		6	6	6

第3章 計画の成果目標

協議会の専門部会の設置数	8	8	8
実施回数	4	4	4

国の基本指針

- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施するとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。

目標設定の考え方

- 熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会と委託契約している障害種別の3相談支援事業所との連携を強化していくことで相談支援の充実・強化等を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制（※）の構築

※(2)で設定する項目について、自市町における職員への周知、意識付け、配慮や関係自治体との必要な連携等を実施する体制

第7期計画の成果目標	
令和8年度までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	構築予定 (令和6年度)

(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

① 県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数

第7期の活動指標	R6	R7	R8
相談支援従事者初任者研修の参加人数	0	0	0
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	1	1	1

② システム等での審査結果分析・共有等

第7期の活動指標			
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	構築予定 (令和6年度)		
	R6	R7	R8
上記共有を実施する回数	1	1	1

国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築すること。

目標設定の考え方

- 県が主催する各種研修に参加し、その研修内容等を係内で情報共有します。
- 事業所からの請求情報を審査する際に、エラーが生じる事例が多くあるため、それらをその都度対応するだけでなく、障害福祉業務総合支援ソフト等を活用し、事業所に対して、年1回以上、適切な請求処理に役立つ情報提供をします。

第4章 第7期障がい福祉計画 及び

第3期障がい児福祉計画の活動指標

1 障害福祉サービス等の必要見込量及び確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護

サービスの概要

自宅での入浴、排せつ、食事などの介助や掃除、洗濯などを行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	85	85	85	85
サービス見込量 (延べ利用時間) (時間)	1,095	1,095	1,095	1,095

見込量確保のための方策

利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの提供に努めます。

イ 重度訪問介護

サービスの概要

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や、外出時の移動の支援をします。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	1	1	1	1
サービス見込量 (延べ利用時間) (時間)	411	411	411	411

見込量確保のための方策

利用者のニーズを把握し、事業所との連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。

ウ 同行援護

サービスの概要

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	13	12	12	11
サービス見込量 (延べ利用時間) (時間)	99	91	91	83

見込量確保のための方策

利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの提供に努めます。

エ 行動援護

サービスの概要

知的障がい又は精神障がいにより移動に困難がある人の行動に必要な介助を行い、移動の支援をします。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	0	0	0	0
サービス見込量 (延べ利用時間) (時間)	0	0	0	0

見込量確保のための方策

利用実績の推移から、利用者の見込みは計上していません。今後、利用者のニーズ次第では、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの提供に努めます。

才 重度障害者等包括支援

サービスの概要

常に介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	0	0	0	0
サービス見込量 (延べ利用時間) (時間)	0	0	0	0

見込量確保のための方策

利用実績の推移から、利用者の見込みは計上していません。今後、利用者のニーズ次第では、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

サービスの概要

常時介護を要する障がい者等について、主として昼間において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	180 (※10)	183 (※10)	186 (※11)	189 (※11)
サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	3,185	3,235	3,285	3,335

※利用者数のうち、重度障がい者の見込を設定

見込量確保のための方策

増加するニーズに対応し、安定したサービスの提供ができるように、事業所の拡充を図ります。重い障がいのある人の日中活動の場の充実を図ります。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービスの概要

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練を行う機能訓練と、食事や家事等日常生活能力の維持・向上等のための訓練を行う生活訓練があります。

また、日常生活上の相談支援や関係機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分		実績見込	第7期計画見込		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	利用者数 (人)	1	1	1	1
	サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	22	22	22	22
生活訓練	利用者数 (人)	1	21	21	21
	サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	23	323	323	323

見込量確保のための方策

これまでは、市内にサービス事業所がなく、市外の事業所を利用している状況でしたが、令和6年6月に、自立訓練（生活訓練）の事業所が市内で1か所開設予定となっています。今後は、事業所と連携し、適切なサービスの提供や、サービス利用期間終了後の支援の充実を図ります。

ウ 就労選択支援

サービスの概要

就労の希望のある障がい者に対し、支援者と共に整理・評価することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスに繋がります。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	-	-	3	4

見込量確保のための方策

令和7年度を目途に新たに開始されるサービスです。令和6年3月時点で、当該サービスを提供見込の事業所は、市内に1か所予定されています。

サービス開始に向け、相談支援事業所と連携し、周知を行うとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できるように努めます。

エ 就労移行支援

サービスの概要

一般企業での就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	19	19	19	19
サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	400	400	400	400

見込量確保のための方策

事業所との連携を強化するとともに、サービスを提供する事業所の確保に努め、適切なサービスの提供を図ります。

一般企業や市民に向けて、障害及び障がい者雇用への理解促進を行います。

地域自立支援協議会を中心とした関係機関とのネットワークづくりに努め、雇用機会を拡大します。

オ 就労継続支援（A型・B型）

サービスの概要

一般企業での就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います。雇用契約に基づく就労の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

サービス見込量（1か月当たり）

区分		実績見込	第7期計画見込		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A型	利用者数 (人)	14	14	15	15
	サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	251	251	269	269
B型	利用者数 (人)	191	194	197	201
	サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	2,780	2,800	2,820	2,850

見込量確保のための方策

一般の企業に就労することが困難な人の日中活動の場としてのニーズは大きく、特にB型の利用者は増加の傾向にあります。

令和6年3月に、A型の事業所が市内で1か所開設したため、周知や情報提供を行った上で、利用者のニーズを把握し、必要なサービスの提供及びその充実に努めます。

今後も適切かつ安定したサービスの提供ができるように、事業所との連携を強化するとともに、事業所の確保に努めます。

カ 就労定着支援

サービスの概要

一般就労へ移行した人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問等により必要な支援をします。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	0	1	1	1

見込量確保のための方策

令和6年3月時点で市内にサービス事業所がありません。今後も、市外の事業所を利用することが考えられます。サービスに係る周知を行うとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できるように努めます。

(3) 療養介護

サービスの概要

医療と常時介護を必要とする人に、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	7	7	7	7

見込量確保のための方策

市内に事業所がないため、市外の事業所を利用している状況です。

今後の利用希望者へのサービス提供が円滑になされるように、相談支援事業所や事業者等と連携し、サービス利用の確保を図ります。

(4) 短期入所

サービスの概要

居宅で障がいのある人を介護している人が病気などにより一時的に介護できない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設、指定病院等に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分		実績見込	第7期計画見込		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	利用者数 (人)	15 (※6)	16 (※6)	17 (※6)	20 (※7)
	サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	237	247	257	287
医療型	利用者数 (人)	2 (※0)	3 (※0)	3 (※0)	3 (※0)
	サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	9	19	19	19

※利用者数のうち、重度障がい者の見込を設定

見込量確保のための方策

利用者の調整や急な利用希望者の受入れが困難なケースがあったり、障がい児の受入れが可能な事業所が市内になく近隣市町の事業所を利用しているなどの課題があります。

現状の課題解消のため、地域生活支援拠点を令和5年度中に整備し、事業所との協議を行い、その機能を検証・充実させていきます。

また、広域的な対応を含めた事業所の確保に努め、安定したサービスの提供を図ります。

(5) 居住系サービス

ア 自立生活援助

サービスの概要

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面での課題や問題の確認を行うことにより、障がい者の理解力、生活力等を補い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、必要に応じて、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	1	1	1	1

見込量確保のための方策

市内に事業所がないため、市外の事業所を利用している状況です。サービスに係る周知を行うとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めます。

イ 共同生活援助

サービスの概要

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	70 (※0)	76 (※0)	82 (※0)	92 (※0)

※利用者数のうち、重度障がい者の見込を設定

見込量確保のための方策

施設等から地域への移行を推進する中で高まる利用者のニーズに比べ、事業所数は不足しています。

市内だけでなく、市外の事業者との連携を図りながら、地域移行が円滑に行われるよう、事業所の拡充に向けた働きかけを行い、サービス見込量の確保に努めます。

ウ 施設入所支援

サービスの概要

主として夜間に、入所施設での入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	91	90	89	88

見込量確保のための方策

地域への移行を推進し、利用者の削減を目指す一方、地域での生活が困難な障がいのある人（家族）からのニーズも多いため、適切なサービスの提供に努めます。

(6) 相談支援

ア 計画相談支援

サービスの概要

障がい者及びその家族の相談に応じ、障害福祉サービス等を適切に利用できるように、指定相談支援事業者が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、サービス等利用計画を作成します。

また、支給決定されたサービスが適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

サービス見込量（年間）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	435	455	475	495

見込量確保のための方策

障害福祉サービスの利用者は年々増加し、この傾向は、今後も続くことが見込まれます。

安定したサービスの提供を図るため、行政と相談支援事業所の連携を強化します。

イ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

サービスの概要

- ・地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者などで、地域生活へ移行するために支援を必要とする人について、住まいの確保などの相談や必要な支援を行います。

- ・地域定着支援

障がい者に向けて、常時の連絡体制を確保し、緊急事態時の相談や、その他必要な「見守り」としての支援を行うことで、地域生活の継続を目指します。

サービス見込量（年間）

区分		実績見込	第7期計画見込		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数 (人)	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人)	18	18	18	18

見込量確保のための方策

制度の周知、情報提供を行った上で、利用者のニーズを把握し、事業所との連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。

2 障害児通所支援等の必要見込量及び確保のための方策

(1) 障害児通所支援

ア 児童発達支援

サービスの概要

障がいのある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活に必要な適応訓練などを行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	28	29	31	32
サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	236	246	266	276

見込量確保のための方策

利用実績の推移から今後も利用増加の見込まれるサービスであり、必要なサービスを提供できるように、事業所の確保に努めます。

サービス提供事業所や相談支援事業所との連携・調整を図り、就学支援等の充実を図ります。

イ 放課後等デイサービス

サービスの概要

就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などを行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	136	142	152	161
サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	1,492	1,552	1,652	1,742

見込量確保のための方策

利用実績及びサービス提供事業所数が増加しているサービスであり、この傾向は今後も続くことが見込まれます。

行政から必要な情報提供を行うだけでなく、事業者同士の情報交換や協議の場を設け、サービスの質の確保に努めます。

ウ 保育所等訪問支援

サービスの概要

支援員が施設を訪問し、保育所等児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	13	15	17	19
サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	15	17	19	21

見込量確保のための方策

利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの提供及びその充実に努めます。

エ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要

重度の障がいがあり、外出して通所による支援を受けることが困難な児童について、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	0	0	0	0
サービス見込量 (延べ利用日数) (日)	0	0	0	0

見込量確保のための方策

令和6年3月時点で、市内にサービス事業所がなく、利用者の見込みを計上しませんが、事業実施を希望する事業者がいれば、制度説明を行っていきます。

(2) 障害児相談支援

サービスの概要

障害福祉サービス等を適切に利用できるように、指定障害児相談支援事業者が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、障害児支援利用計画を作成します。

また、支給決定されたサービスが適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

サービス見込量（1か月当たり）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	190	202	216	228

見込量確保のための方策

障がい児への福祉サービスの利用者は年々増加し、この傾向は、今後も続くことが見込まれます。

安定したサービスの提供を図るため、行政と相談支援事業所の連携を強化します。

(3) 医療的ケア児への関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービスの概要

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児への支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置し、医療的ケア児への総合的な支援体制の構築を目指します。

サービス見込量

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数 (人)	3	3	3	3

見込量確保のための方策

相談支援専門員等の所属する相談支援事業所と連携し、必要な研修等の情報提供を行うことにより研修への参加を促進し、コーディネーター養成に係る支援に努めます。

3 発達障がい児（者）支援の必要見込量及び確保のための方策

事業の概要

発達障がい児（者）の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人及び家族に対するピアサポート等の支援を行い、家族だけでなく本人の生活の向上を図ります。

見込量

区分	R5(見込み)	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0	0	0	0
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	15	15	15	15

(1) ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通じて学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進する家族支援のアプローチの1つです。

(2) ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。

(3) ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた保護者がその育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者に対してグループ相談や子どもの特性等を伝え、情報提供を行うサポートです。

(4) ピアサポート

同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児（者）を持つ保護者等で支援しあう活動です。

見込量確保のための方策

ピアサポート活動の情報を相談支援事業所等と共有し、必要なサービスの提供を実施します。

4 地域生活支援事業の必要見込量及び確保のための方策

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

事業の概要

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

事業実施の考え方

広報いとうへの啓発記事の掲載、市内の就労支援事業所による合同の授産製品販売会及び注文販売、その他市民が障がい者とふれあう機会を増やし、障害に対する理解を促進するための事業を実施します。

イ 自発的活動支援事業

事業の概要

障がいのある人やその家族、地域住民等により自発的に行われる障がいのある人の地域生活を支援する活動を支援します。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

事業実施の考え方

障がいのある人やその家族等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動等）を支援します。

ウ 相談支援事業

事業の概要

障がいのある人やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助、虐待防止及びその早期発見のための連絡調整を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 箇所数 (箇所)	3	3	3	3
基幹相談支援センター 設置の有無	無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業 実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 実施の有無	無	無	無	無

事業実施の考え方

熱海市と共同で相談支援事業者に委託し、障害別（知的障害、身体障害、精神障害）により、3か所の事業所において実施しています。

3か所の事業所では各障害分野における必要な資格である、社会福祉士、精神保健福祉士、医療的ケア児コーディネーター等の専門的職員を配置し、その機能の強化を図ります。

工 成年後見制度利用支援事業

事業の概要

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度の利用に要する費用等を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込者数 (人)	4	5	5	5

事業実施の考え方及び見込量確保のための方策

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等を補助します。

成年後見制度の周知のための啓発活動を行い、制度の利用を促進し、障がいのある人の権利擁護に努めます。

才 成年後見制度法人後見支援事業

事業の概要

成年後見制度の利用を促進する観点から、行政の体制整備に併せて、法人後見を担うための関係者への研修等の支援をし、障がいのある人の権利擁護を図ります。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

事業実施の考え方

社会福祉協議会等と連携し、法人後見業務を適正に実施する体制の整備に努めます。

力 意思疎通支援事業

事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実利用見込件数 (件)	250	250	250	250
手話通訳者設置事業 実設置見込者数 (人)	2	2	2	2

事業実施の考え方及び見込量確保のための方策

手話奉仕員養成講座の実施や、各種講座・研修への参加を支援し、派遣できる手話通訳者及び要約筆記者の確保に努めます。

市の窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援します。

キ 日常生活用具給付等事業

事業の概要

障がいのある人に、補装具とは異なり、障がい者等が幅広く利用できることを想定した日常生活用具を給付します。

事業の見込み（給付等見込件数）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (件)	8	6	6	6
自立生活支援用具 (件)	22	16	16	16
在宅療養等支援用具 (件)	11	14	14	14
情報・意思疎通支援用具 (件)	42	56	56	56
排泄管理支援用具 (件)	1,815	1,815	1,815	1,815
居宅生活動作補助用具（住宅改修費） (件)	4	4	4	4

見込量確保のための方策

必要に応じて給付品目の見直しを行うなど制度の充実を図るとともに、適切に情報提供を行い制度の周知に努め、障がい者等の日常生活上の自立を支援し、社会参加を促進します。

ク 手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

意思疎通を図ることに支障がある人が、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、手話で日常会話を行うため必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実養成講習修了 見込者数 (人)	7	10	10	10

見込量確保のための方策

広く開催の周知を行い、また、多くの人が受講しやすい開催方法で実施することで、参加者の拡大を図り、手話奉仕員の確保に努めます。

ケ 移動支援事業

事業の概要

屋外での移動が困難な人が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等を目的に外出する際、その移動を支援します。

事業の見込み（サービス見込量）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込者数 (人)	28	29	30	31
延べ利用時間数 (時間)	742	754	766	778

見込量確保のための方策

サービスを提供する事業所や相談支援事業者と連携し、適切なサービスの提供を図ります。

コ 地域活動支援センター

事業の概要

障がい者等が地域活動支援センターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等を行います。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込箇所数 (箇所)	2	2	2	2
実利用見込者数 (人)	55	56	57	58

事業実施の考え方及び見込量確保のための方策

より質の高いサービスの提供に努め、利用を促進します。

2か所の地域活動支援センターには、ともに専門職員（精神保健福祉士及び機能訓練指導員）を配置し、その機能を強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

(2) 任意事業

ア 訪問入浴サービス

事業の概要

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込者数 (人)	6	7	8	9

事業実施の考え方及び見込量確保のための方策

サービスを提供する事業所や相談支援事業者と連携し、適切なサービスの提供を図るとともに、事業所の確保に努め、サービスの利用を促進します。

イ 日中一時支援

事業の概要

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、介護している家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

事業の見込み（サービス見込量）

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込者数 (人)	96	105	114	124
延べ利用見込回数 (回)	5,280	5,750	6,260	6,820

見込量確保のための方策

障がい者の日中の活動の場として、利用が増えているサービスです。サービスを提供する事業所や相談支援事業者と連携し、適切なサービスの提供を図ります。

また、新規参入希望事業者の相談を丁寧に対応します。

ウ レクリエーション活動等支援

事業の概要

レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇支援等に資するため及び障がいのある人がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がいのある人が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	有	有	有

事業実施の考え方

身体障害者福祉会との共催により、障がい者スポーツ大会を開催します。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、障がい者スポーツ大会を中止する場合においても、障害福祉サービス事業所による運動会等の開催を依頼し、障がいのある人のレクリエーションの機会を設けます。

エ 点字・声の広報等発行

事業の概要

文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳などの方法により、広報いとうなど地域生活を送る上で必要度の高い情報などを提供します。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

事業実施の考え方

ボランティア団体と連携し、点訳や音声訳のされた広報紙の発行を行い、安定した情報提供に努めます。

才 奉仕員養成研修

事業の概要

点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を行います。

事業の見込み

区分	実績見込	第7期計画見込		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

事業実施の考え方

点訳奉仕員養成講座を開催し、点訳奉仕者の養成を図ります。

5 基盤整備計画

今後の障害福祉サービスの利用見込みや各事業所のサービス提供状況から、新たに必要となる事業所数及び利用者数を示し、基盤整備の促進に取り組みます。

区分（サービス種別）		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系	生活介護	箇所数	1	1
		人分	5	5
	自立訓練（機能訓練）	箇所数		
		人分		
	自立訓練（生活訓練）	箇所数	1	
		人分	20	
	就労選択支援	箇所数		1
		人分		4
	就労移行支援	箇所数		
		人分		
	就労継続支援（A型）	箇所数	1	
		人分	10	
	就労継続支援（B型）	箇所数	1	
		人分	5	1
就労定着支援	箇所数			
	人分			
療養介護	箇所数			
	人分			
福祉型短期入所	箇所数			
	人分		1	
医療型短期入所	箇所数			
	人分		2	
居住系	自立生活援助	箇所数		
		人分		
	共同生活援助	箇所数	1	
		人分	5	2
	施設入所支援	箇所数		
		人分		14
障がい児	児童発達支援	箇所数		
		人分		
	医療型児童発達支援	箇所数		
		人分		
	放課後等デイサービス	箇所数	1	1
		人分	10	10
	保育所等訪問支援	箇所数		
		人分		

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

伊東市障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制を確保し、障害の有無に関わらず、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。障がいのある人に関わる施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、就労など、様々な分野に関係しています。熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携し、各計画を推進していきます。

（１）市民や関係機関、関係団体との連携

計画の推進にあたっては、市民や企業、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体等の民間団体との協力関係を深めることが不可欠です。それぞれの立場に応じて役割を分担し、相互に連携して障がいのある人に対する取組を支援し、計画の円滑な推進に努めます。

（２）国、県及び近隣市町との連携

障がいのある人の施策は、国、県の制度や計画と深い関係があります。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の推進に当たり、国や県と緊密な連携を図りながら、事業の有効な導入や施策を進めていきます。

施策の中には、広域的に行ったほうが効率的なものもあり、障害保健福祉圏域の熱海市と協働して事業が促進されるよう連携・調整を行います。

（３）地域自立支援協議会との連携

相談支援事業者や関係機関のネットワークの構築・強化することが大きな課題となります。その中心的な役割を果たすのが、熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会です。

地域自立支援協議会は、各専門部会と全体会議である定例会で構成しています。各専門部会では、それぞれの分野で抱える課題や困難事例への対応などを協議し、定例会では、関係機関等の代表者により、各専門部会や相談支援事業者の実施状況の確認、地域課題の共有、情報交換等を行った上で、障がいのある人に関する施策や課題等について協議しています。

計画における施策を含む地域における障害福祉施策の推進において、中核的な役割を担う組織であるため、自立支援協議会と連携した上で、計画の推進、進捗状況の検証等を図ります。

2 計画の進行管理

計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、いわゆる PDCA サイクル（※）により、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応を図っていきます。

※PDCA サイクルとは

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していきます。

第7期伊東市障がい福祉計画

第3期伊東市障がい児福祉計画

発行・編集

令和6年3月

健康福祉部社会福祉課

〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号

電話 0557-32-1532